



Title	イスパニア国水法百年(Ⅱ)：条文訳、及び米法及びメキシコ国憲法第27条との若干の対比
Author(s)	山崎, 俊夫
Citation	大阪外国語大学学報. 1980, 49, p. 101-116
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/80800
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

イスパニア国水法百年(II)

— 一条文訳、及び米法及びメキシコ国憲法オ27条との若干の対比 —

山 崎 俊 夫

Cien años a partir de la promulgación: Ley de Aguas de España (II)

— Traducción de artículos y unas comparaciones con la ley
estadounidense, y con la constitucional mexicana, art. 27 —

Toshio YAMASAKI

Resumen

Otra ocasión anterior, tratamos de este tema sólo hasta el artículo 68. Esta vez, siguiénte-mente vamos a introducir a partir del Art. 69 hasta el Art. 164. Y, sin embargo, para terminar nuestra operación, tal vez, exige más otra ocasión próxima.

A continuación, mostramos los contenidos que hasta hoy hemos tratado.

Indice

Ley de Aguas de 13 de 1879

Título I. Del dominio de las aguas terrestres:

Cap. I. Del dominio de las aguas pluviales

Cap. II. Del dominio de las aguas vivas, manantiales y corrientes

Cap. III. Del dominio de las aguas muertas o estancadas

Cap. IV. Del dominio de las aguas subterráneas

Título II. De los álveos o cauces de las aguas de lasáribas y márgenes, de las accesiones,
de las obras de defensa y de la desecación de terrenos

Cap. V. De los álveos o cauces, riberas, márgenes y accesiones

Cap. VI. De las obras de defensa contra las aguas públicas

Cap. VII. De la desecación de lagunas y terrenos pantanosos

Título III. De las servidumbres en materia de aguas:

Cap. VIII. De las servidumbres naturales

Cap. IX. De las servidumbres legales:

Sec. 1. De la servidumbre de acueducto

Sec. 2. De la servidumbre de estribo de presa y de parada o partidor

Sec. 3. De la servidumbre de abrevadero y de saca de agua

Sec. 4. De la servidumbre de camino de sirga y demás inherentes a los predios ribereños

Título IV. De los aprovechamientos comunes de las aguas públicas:

Cap. X. :

Sec. 1. Del aprovechamiento de las aguas públicas para el servicio doméstico, agrícola y
fabril

Sec. 2. Del aprovechamiento de las aguas públicas para la pesca

Sec. 3. Del aprovechamiento de las aguas para la navegación y flotación

Cap. XI. De los aprovechamientos especiales de las aguas públicas

Sec. 1. De la concesión de aprovechamientos

(Continuará)

Sec. 2. Del aprovechamiento de las aguas públicas para el abastecimiento de poblaciones

才Ⅲ編 水資源の原材料の形における用益権

才Ⅲ章 自然的用益権

才69条、下位の土地は上位地から天然に、かつ人工を伴うことなく流出する水資源、並びにその流路に搬送する礫石若しくは泥土を従物として受容する。然しながら、若しそれら水資源が人口汲上げの所産若しくは灌漑用水溝からの余剰水資源若しくは工業用構築物からの流出余剰水資源であって、本条にいう上記の用益権（自然的水資源の用益権）が得られていないならば、下位の土地財産の所有主は、損害及び滅失の弁償を要求する権利を有する。（上位地から未加工で流れて来るときはその部分について下位地で得られる用益権が上位地で人工が施こされているため下位地に当該水資源が流れ及んで来ないときは損害滅失分の請求権を持つ。一山崎）

下位地の土地財産若しくは構築物の所有主は、工業用構築物からの余剰水資源が後者（工業用構築物）の所有主によって導入せられた有害物質を搬送若しくは溶融して運ぶときは受容を拒否して差支えない。

才70条、前条の諸場合はいずれも下位地の土地財産への弁償請求権を付与するものであるが、若しも上位地にもまた才三者の土地にも支障なく上記のこの下位地の所有主に用益権から免がれる目的で水資源に対する直接的排け口を与えることが便宜であるときは、自己の費用でそれを施すか、若しくはむしろ自己に好都合ならば一方で弁償請求権を放棄して同上水資源の成り行きの利用がなされても差支えない。

才71条、下位地若しくは用益権使用地の土地財産所有主もまたその土地財産の中に傾斜丘、堤防若しくは遮壁を作る権利を有する。但し、水資源の流路を妨害することなく、それら水資源を規制し若しくは場合によりそれら水資源を利用するために役立つものでなければならない。

オ72条、同様にして上位若しくは優位の土地財産所有主はその土地財産に傾斜丘、堤防若しくは遮壁を構築することができる。但し、下位の土地財産の用益権を侵害することなく水資源の流れを緩慢ならしめて流れにより菜園を搬送し若しくは土地財産に損傷を生ぜしめることを妨げるものでなければならない。

オ73条、或る土地財産の所有主がオ21条及びオ68条（原註1）に基いて汲上げ施設から生ずる水資源の排出口を変更し、かつ、上記諸条を用いてオ三者の土地財産に損害を加えるときは、このオ三者は賠償若しくは弁償を要求することができる。専ら成り行き的に水資源を享受する者に迷惑行為を生ぜしめ若しくは余剰水資源の利用を抑制することが損害と考えられるわけではない。

オ74条、或る土地財産に水資源によって礫石、塵芥若しくはその他の物件が集積し、その水資源の天然の流路を妨たげて洪水による貯水の氾濫、水資源の浪費若しくはその他の損害を生ずる可能性のあるときは、利害関係当事者たちはその土地財産の所有主に障害物件を撤去するように、若しくはその撤去を彼ら利害関係当事者たちに認めて許すように請求することができる。若し損害についての賠償責任を惹起するときは、原因を生じた者の負担となる。

オIX章 法的用益権

オI節 水溝の用益権

オ75条、何らかの公共的サービスに仕向けられた水資源の導水のために水溝の強権的用益権が賦課せられることができる。但し土地財産の収用は要求されない。政府担当工事における用益権の制定公布は開発大臣が当該して担当し、また県及び市会の工事では規則が措置する手続に基いて県知事が当該担当者となる。

オ76条、若し水溝が居住地市町村の共有地を経由しなければならないときは市長が許可を付与する。また公共的経路若しくは掘溝を貫通する必要があるときは、規則が措置する様式で、県知事が上記市長に許可を与える。航行用の運河若しくは航行可能及び浮游可能な河川を横切る必要があるときは知事が許可を付与する。

オ77条、次の諸号の場合における民間私的利害関係の物件に対しても水道溝の強権的用益権が賦課せられることができる。すなわち、

- オ1号 灌漑の構築物若しくは拡張増設物
- オ2号 浴場構築物及び工場施設
- オ3号 沼及び沼沢地の干拓
- オ4号 人口汲上げから生ずる水資源の廻排口
- オ5号 排水及び干拓用の水資源の排出口

前3号の場合にはただに必要な水資源の導引のためのみならず、余剰水資源の廻排のためにも用益権が賦課せられて差支えない（原註2）

オ78条、前条の諸場合における水道溝の用益権を許可し公布制定することは知事が当該して担当

する。

知事の裁定によって加害せられたと考える者は30日の期間に開発省に上告審を提訴し、及び場合により所轄裁判機関を経てオ251条に規定するところに基き控訴することができる。

オ79条、いずれの場合でもすべて賦課の趣旨についての用益利用上正当な発給訓令が用益権の構成政令に先行しなければならない、かつ被害を蒙るべき土地財産の所有主を聴聞し、及び権限の根拠が市会若しくは諸議会若しくは国に作用する限りにおいては市会若しくは県の公聴会を伴わなければならない。

オ80条、水道溝の強権的用益権が取扱われる土地財産の所有主は次の各号のいずれによっても抗議の申立てをして差支えない。すなわち：

オ1号、上記の強権的用益権を申請する者が、私的民間の利益目的のために強権的用益権を利用する意図をもってした水資源若しくは土地財産の所有主若しくは特許権保有者ではないことの故を以って。

オ2号、上記強権的用益権を賦課しようとする者にとっての有利性と同等の利益を以って他の土地財産の上に制定が可能であり、かつ、その用益権の強請を賦課せられる側の者にとって不都合がいっそう多いことの故を以って。

オ81条、若し抗告が前条に述べられている諸原由の中のオ1号に基き、かつ、抗告なされる際にその原由の存在についての書面による証明書を伴うならば、他方で普通裁判所が所有権の問題に判決を下すことはなくて行政的発給の裁判手続を中断させられることができる。

若し抗告がオ2号のカテゴリーからのものであるか若しくは別途の他の様式でなされたものであるならば、利害関係当事者の聴聞を伴って手続せられかつ裁定せられる。用益権の許与の過程では、全面的に、賦課の被害がその者の権利に作用を及ぼすことになる対象者への所轄裁判過程についての執行は留保せられるものと理解せられる。

オ82条、公共の利害関係目的のために水道溝の強権的用益権の賦課が特定民間個人によって申請せられるときは、本法の執行のための規則（規程）が先行するような仕方での申請手続を踏んで訴訟手続がなされる。

オ83条、申請がなされる時期に、民間私的利害関係目的のための水道溝の強権的用益権が、その時期に同時に存在する建物上に、庭園に、及び菜園に賦課せられてはならない。

オ84条、また、既存の他の水道溝の中を通して水道溝についての強権的用益権が生じてはならない。然し、若し、上記既存水道溝の所有主でかつ用益に充用の土地財産の所有主が拒否するときでは、土地財産の区域内に占める用益増大分が見込める場合には事前に賠償をして新規の賦課を承引するように土地財産の所有主に義務付けるための適宜発給手続が訓令せられる。

オ85条、一箇所のみの地点で水資源を受容する灌漑地が相続、売却若しくはその他の名目（タイトル）により二若しくはそれ以上の所有主の間に分割せられるときは、上位地部分所有主たちは下位地部分の灌漑のために水道溝の用益権として水資源に通路を与える義務を有する。但し、別

段の取極めが存在しない限り、そのことの故に賠償を要求してはならない。

オ86条、水道溝の強権的用益権は次の各号を伴って構成せられる。すなわち：

オ1号、開放性の堰堤で、その深さ若しくは位置による危険性がなくまた別段の不都合も起こさない場合。

オ2号、閉鎖性の堰堤で、その深さ、その民家若しくは道路への隣接度、若しくはその他類似の動機により、若しくは所轄当局の判断でそれを要求するとき。

オ3号、導管若しくは導引用チューブで、既得の他の水資源が吸収される可能性のあるとき。導引水資源が他の水資源を汚染させ若しくは有害物質を吸収し、若しくは工事若しくは建物に損害を生ずる可能性のあるとき。かつ、実際に形成される発給手続の必要になったときに限る。

オ87条、水道溝の強権的用益権は暫定的若しくは恒久的に制定せられることができる。本法の効果のためにその継続期間が6ケ年を越えるときは恒久的と理解せられる。

オ88条、若し用益権が暫定的であるときは土地財産の所有主に、堰堤の介在することによってその分割から生ずる残余土地部分に対する損害及び損傷の金額を加算して土地財産に占める部分への負担賦課の存続期間に該当する賃貸借料の倍額を事前に前払いしなければならない。なお、用益権の終期に、諸物件をその旧態に復させることは領有土地財産の所有主（土地財産の占有主）の負担となる。若し上記のこの用益権が恒久的なものであるならば、占有（使用）地価及び残余土地財産に惹起せられる損害若しくは滅失価額が支払われなければならない。

オ89条、暫定的用益権は期間延長させられない。然し、新規許可の必要なく恒久的用益権に更えられて差支えない。但し、許可特許を受けた者は、暫定的用益権によって支払充足されたところを差引控除して前条に定められたところを支払わなければならない。

オ90条、その構築、維持保全及び清掃のために必要な全工事は水道溝の用益権を更改改善して獲得した者の勘定となる。实际的に水資源材質の貯蔵のために不可欠な土地財産を暫定的に占有使用するための許可が上記の当該者に付与せられる。但し、事前に損害及び滅失の賠償を要し、若しくはこれら損害及び滅失の見積りが容易でなく、若しくは利害関係当事者たちがその賠償に応じない場合における充分な保障担保の提供がなければならない。上記これら利害関係当事者たち若しくは行政官庁は前記の許可を受ける者に、滞水若しくは漏過によって腐蝕の源を生ずることを防ぐための必要な工事及び浚泄を施行するよう、強請することができる。

オ91条、水道溝の強権的用益権が設定せられる際には、土地財産の性格及び形状を見て堰堤及びその外辺地が、導引せられるべき水資源の水量により保有しなければならない幅員が定められる。

オ92条、水道溝の強権的用益権には、その排他的専用のために、堰堤外辺沿いの通過権が本来的に固有のものである。

オ93条、若し水道溝が公有若しくは民間私有の経路を貫流するならば、それらいずれの性格のものであるかを問わず、許可（コンセッション—特許）を得ている者は必要な水渠及び架橋を構築する義務を有し、かつ、若し他の水道溝を貫流する必要があるときは、水資源の流れを渋滞させ

及び加速させることなく、かつ、その水量を減少せしめず及び水質を損こなうことのないような方法で手続処置をしなければならない。

オ94条、他者の土地を貫流する水道溝の所有主が水資源の水量を増大して受容するために受容能力を増加する申請をするときは、その水道溝の設定のための手続と同じ手続処置が遵守せられなければならない。

オ95条、水道溝の所有主は、芝生、木柵、障壁若しくは石垣の斜壁を以てその水道溝の外辺を補強して差支えない。然し、植樹はいっさいしてはならない。用益提供土地財産の所有主もまた同上水道溝の外辺に植樹も耕作作業もいっさいしてはならず、かつ、上記水道溝の外辺に張る草木の根は水道溝の所有主によって切断されて差支えない。

オ96条、水道溝の用益権は、用益権提供土地財産の所有主がその地所を閉鎖し及びそれを囲牆し、並びに水道溝自体を上屋を建築することを得しめる阻げとはならない。但し、上記のこの水道溝が損傷を蒙ることなくまた必要な修理及び清掃を不可能ならしめることのない方法のものに限る。上記の必要な修理及び清掃は、予かじめ用益権提供地の所有主、借り主若しくは行政管理者に通告して水道溝の所有主が適宜これをおこなう。若し清掃及び刈込み手入れのために部分的に或る建造物を取崩わすことが必要であるならば、その取崩わしの修理の費用は上記水道溝の上に建造物を構築した者の負担となる。但し、前記用益権提供のために当該通孔若しくは小孔を開けて置かなかった場合に限る。

オ97条、用益権提供土地財産の所有主は水道溝の上に、土地財産の一方から他方の側の部分へ通行するために架橋することができる。然し、必要な堅固さを以て、かつ、水道溝の距離幅員（規模）を減少せしめることなく、また、水資源の流路を阻むこともないような方法を以てそれをしてしなければならない。

オ98条、堰堤若しくは水道溝全体で、水資源、水溝、流孔、及び水道溝外辺部は、水資源が仕向けられて行く地所若しくは建物の統合部分として考慮せられる。

オ99条、オ96条及びオ97条の場合におけるものを除き、何びとも明文の文書を以てする所有主の同意なしに他人の堰堤若しくは水道溝の上に建物も架橋も構築してはならず、また、水資源をそらして導引することはできないし、及びその水資源からのまたその水道溝外辺部からの所産物の利用も許されず、及び流水の水力を使用することとしてはならない。

水道溝若しくは堰堤が貫通し、若しくはその隣接境界沿いに流水する土地財産の所有主もまた、然かるべき資格権利についての明文を以てする所有権に基いて設置されない限り、その水溝の及び水道溝外辺の利用に占有権を主張することは許されない。若し堰堤が人の記憶にない古い昔の建造のものであることにより若しくはその他の事由によりその水溝の幅員が充分に限定されていないときは、オ91条に準拠して決定せられる。但し、その幅員を証明する残跡も古い証拠資料も存在しないときに限る。

用益権合同共有地に所属する堰堤では、流水の及び水溝の及び水道溝外辺の利用に関しては、

市会の条例で措置するところが遵守せられる。

オ100条、他人の土地財産の上の水道溝についての法的用益権の特許（コンセッション）は、若し定められた期限内に特許を受けた者が、オ88条に準拠して価値評価額を各用益権提供土地財産の所有主に完全に充足支払をした後にその特許（コンセッション）の行使をおこなわないときは失効する。

既得制定の用益権は次の各号によって消滅する。すなわち：

オ1号、水資源の領有及び用益権に作用する土地の領有のただ一人の個人への整理統合若しくは統一糾合せられたものになることにより。

オ2号、暫定的用益権の特許（コンセッション）において定められた10ヶ年未満の期限が満了することにより。

オ3号、請求原告者の反論なしに、或いは用益権の所持者側の不可能若しくは怠慢によるにせよ、また或いはその用益権に対抗する用益提供者の法律行為によるにせよ、20年間その行使のなかったことにより。

オ4号、公共利用（公共利益）への原由による強権的な譲渡移転により。
共同所有者の何びとによる水道溝の用益権の使用も、使用のけん欠による措置規定を妨げて所有者全員のための権利は留保せられる。

水道溝の暫定的用益権が期間の経過により及び期限の満了によって消滅するときは、その用益権保持者は、単にその初源的旧状態における物件が利用せられることへの権利を有するにとどまる。

恒久的（永代的）水道溝についても、その用益権が不可能若しくは不使用によって消滅せしめられることは前項と同様の事柄に理解せられる。

オ101条、水道溝、運河、橋梁、下水道、排水溝及びその他の居住地区、建物、庭園及び工場の公共及び民間私的用途提供のための設立物の市街地用益権は都市警察の一般的及び地方的条例によって規制せられる。

民間私契約の手続で市会の行政自治体が有する属性管轄権限に作用しないもの（手続）は普通法（コモンロー）によって規制せられる。（この文言から、水法は国王の裁判規範として衡平法の性格のものであることが解かるであろう。つまり、裁判所には普通法のもものと、衡平法のそれが存在する。——山崎）

オII節 堰堤の土手（支壁）の、及び溜め池若しくは分流の施設の用益権

オ102条、土手の強権的用益権は堰堤を構築しようと意図する者が河岸岸辺若しくはそれら岸辺を支える土地の所有者ではなく、及びその堰堤を通して採取する水資源がオ77条に含まれる諸号の公共的若しくは民間私的利益の用益に仕向けられるときに賦課せられることができる。

オ103条、上記のこの種類の用益権のための特許（コンセッション）は本章オI節における様式でその措置規定の文言条件に準拠して行政官庁によって許可せられる。

オ104条、堰堤の土手の強権的用益権が布告制定せられたときは用益提供地若しくは数個の提供土地財産の所有主に土地の占有による当該価額が支払われなければならない。また、その後に、土地財産が蒙る可能性のある損害及び滅失についてその所有主に賠償がなされなければならない。

オ105条、自己の耕地に灌漑を施し、若しくはその土地を改良するためにそれによってその灌漑を受容すべき堰堤若しくは灌漑施設に溜め池若しくは分流施設を構築する必要がある者は、他の水利権を迫害することもこれらに損傷を及ぼすこともないならば、外辺地の所有主が上記のその構築を許可するように要求して差支えない。但し、新規的用益権に基因して生ずるものを含めて、事前に損害及び滅失についての支払をしなければならない。

オ106条、若し外辺地の所有主が反対するならば、市長はそれら所有主たちを聴聞した後、及び給水担当の労働組合が若し存在するときはその労働組合に、若しこの労働組合が無いならば市会に対してその許可を付与することができる。市長の決裁を経て県知事の面前に上告がなされる。

オⅢ節 家畜用水飼いの、及び水汲み場についての用益権

オ107条、家畜用水飼いの、及び水汲み場についての強権的用益権はもっぱら居住地村落若しくは農場部落の利益における公共的利用の原由によってのみ賦課せられることができる。但し、事前に当該賠償を要する。

オ108条、上記これらの強権的用益権は、以下の各条では通常の井戸、天水タンク若しくは水槽の上に、及び建物若しくは囲壁をめぐらした土地に賦課せられてはならない。

オ109条、家畜用水飼いの、及び水汲み場の用益権はそれ自体に人及び家畜に上記用益権を行使させる地点までの通行をさせる用益権提供地の義務を伴い、及び上記のこの用益提供にも賠償が拡張して及ばなければならない。

オ110条、上記のこの種類の用益権についての特許（コンセッション）には水道溝の用益権の許可のために制定が譲られている当該措置規定が適用せられる。すなわち、それら措置規定を公布制定する際には、その目的及び所在地の状況により、水飼いの場若しくは水資源抽出汲出しのために仕向けられた地点まで導びくべき経路若しくは小径の距離幅員が定められる。

オ111条、用益提供地の所有主たちは、上記これらの用益権の使用に仕向けられた経路若しくは小径の方向を変更することができる。然し、その幅員もまたその入口も変更してはならない。また、いかなる場合でもその変更が用益権の行使を侵害してはならない。

オⅣ節 舟曳き通路及びその他の川岸地に本来固有の地所についての用益権

オ112条、航行可能若しくは浮遊可能な河川の川岸地に連続する土地財産は舟曳き通路の用益権に従がう用益対象物件である。上記のこの舟曳き通路の距離幅員は歩行による引き舟者に仕向けられるときは道路幅1メートル、若し馬力用ならば2メートルでなければならない。土地の勾配若しくはその他の障害物がそれを要求するときは、舟曳き道路は最も至便な場所を通して開かれなければならない。上記のこの場合で、かつ、常に必らず道路が舟曳き道路に明示して指定せられ

た地区のうち最寄りの隣接所有土地財産を通る場合に限り、前記河川に連続する土地財産の所有主たちに対して、占有せられる土地の価額が支払われなければならない。

オ113条、知事は、航行可能及び浮游可能な河川を等級分類する際に、いちいち具体的に通らなければならない各地点毎に舟曳き道路を通す上記のその河川の岸辺地を限定して定めなければならない。

オ114条、次条以下で、それら諸河川に施行せられる工事の効果によって航行可能若しくは浮游可能の諸条件を獲得する河川では、強制収用法に基いて当該賠償が舟曳き道路の制定に対して手続せられる。

オ115条、航行可能若しくは浮游可能な河川がそうであることを永代的に廃止するときは舟曳き道路の用益権もまた停止する。

オ116条、舟曳き道路の用益権は航行及び水上浮游の用益のためにのみ専属のものである。

オ117条、航行用運河に対しては舟曳き用益権は賦課せられない。但し、その必要経費が支払われる場合を除く。

オ118条、舟曳き道路には植樹、播種、圍柵、鑿溝も、またその使用を阻むその他の工事若しくは作業も施こされてはならない。然しながら、地主は自然的にその地所に生育する灌木若しくは草類の排他的利用をして差支えない。

オ119条、航行若しくは浮游及び舟曳き道路に障碍を呈する樹木の枝は適宜な高さに剪定せられなければならない。

オ120条、河川の岸辺地は、船舶通行用の設立物のために必要な太綱若しくは綱索をその土地財産に結びつけ若しくは固定して留める目的の用益物権に服する。但し、事前に損害及び滅失の賠償を要する。並びに極端な場合に中途通過する船舶若しくは浮游物件の事故による繋留を認める際にも同様に賠償を伴う。

オ121条、若し洪水が材木若しくは搬送物件を浮かべて河川に押流すことを警戒する目的で上記のそれら物件を運び出して河川岸辺地に貯蔵する必要があるときには、これら岸辺地の所有主たちはそれを妨たげてはならず、かつ、単に損害及び滅失への払込金支払請求に対する権利を有するのみである。上記の搬出には特別に材木若しくは物件への保障担保が該当して充てられており、それらの物件の所有主たちは、その搬送者たちが支払うか若しくは保障金を提供するかをしない限り保障担保についての責任を免がれない。

オ122条、河川岸辺地はまた、それらの土地で海損、難破若しくはその他の緊急必要の場合に荷揚げし及び救済せられた商品貨物が貯蔵せられる趣旨への同意に服して従っているものであり、上記のそれら商品貨物が前条の諸条件における損害及び滅失についての前払金に関して、責任保障担保になっている。

オ123条、河川の岸辺地の所有主たちは漁撈者たちがオ36条により河川の河岸から3メートルを越えて土地財産に深入りすることも及び離れることもなく上記それらの岸辺地でその漁網を張り及

び水産物を抽出し及び暫定的に積上げ貯蔵することを許可するように義務付けられている。但し、土地の災害事故で上記以上の幅員距離の定めを要する場合にはこの限りではない。水資源の共同利用のための岸辺地を通過する通行用益権が存在しないときには、知事はその幅員距離を明示して上記通行用益権を制定することができる。但し事前に当該賠償を必要とする。

オ124条、河川の河床若しくは断崖が水資源によって堆積した物件の手入れ取片附け若しくは清掃を要し、かつ、その被害によって上記の流水路の障碍となり若しくは歪曲させる恐れのあるときは、河岸沿い地の土地財産は搬出された物質の暫定的かつ貯蔵積上げの用益権に服して従がう。但し、損害及び滅失が前払して払込せられ若しくは適当な保障担保が与えられなければならない。オ125条、水資源の共同利用のための岸辺地を通過する通過用益権を含め、上記これらの諸用益権の制定は、本章オI節の諸文言条件のために措置規定されている審級の等級区分と条件で行政官庁の管轄審級である。

オIV編 公共水資源の共同利用

オX章

オI節 家庭用、農業用及び工業用用益（サービス）のための公共水資源の利用

オ126条、水資源が天然の及び公有の河床を流れる間は、都市警察の規則及び布告条例に準拠して何びとも飲料、衣料、容器その他の物件の洗濯、洗滌、水浴及び馬匹及び家畜の飼水若しくは水浴用に上記水資源を使用して差支えない。

オ127条、天然及び公有の河床から人工的に切離されて運河、堰堤溝若しくは露天水道溝を通して流れる水資源では、たとえ特定個別の特許権に属している場合でも、何びとも家庭用若しくは工場使用のため、及び独立立木の灌漑用水のために必要とする水資源を搬出し及び導引して差支えない。然し、汲取り抽搬出は文字通りの手作業でなされなければならない、機械若しくは装置の類はいっさい用いてはならない。また、水資源の流路を停滞させ及び運河若しくは堰堤溝の外辺地を損傷崩壊せしめてもならない。なお、水資源の特許権保持者に損傷を惹起こすときは、当局は上記のこの権利の使用を制限しなければならない。民間私的所有権には所有主の承認許可（ライセンス）を介しない限り水資源を求め若しくは使用するために何びとも立入ることはできないと理解せられる。

オ128条、上記と同様にして、公共水資源の汲上のための用益権では、運河、堰堤溝若しくは水道溝がたとえ特許権保持者の暫定的所有財産を構成するものであっても、上記それら諸施設で何びとも衣類、桶若しくはその他の物件を洗うことができる。但し、上記のことによってその用益権を以て外辺岸辺部の土地を崩壊してはならず、また水資源に仕向けられる使用目的がその水資源の清浄な状態に維持せられるように要求するものでない場合に限る。然し、上記のこの目的そのものに仕向けられた場所に限るほかは、家畜にも及び馬匹にも水浴させ及び水飼いしてはならない。

オII節 漁撈目的のための公共水資源の利用（原註 3）

オ129条、何びとも公布制定できる公共河床で、法律及び特に漁撈釣魚に関して公布制定権を有する警察の規則（規程）に基いて漁撈釣魚して差支えない。但し航行及び浮游が妨害されないときに限る。

オ130条、公共水資源の導引用の運河、堰堤溝若しくは水道溝では、たとえ上記のこの水資源に就ての特許権保持者によって建設せられた場合でも、及び特許許可（コンセッション）の条件により漁撈釣魚上の利用が上記特許権保持者に留保されている場合を除いては、何びとも釣針、漁網若しくは魚獲籠（びく）を用いて漁撈釣魚して差支えない。但し水資源の流路を妨害せず及び運河若しくは外辺岸辺地を崩壊させない条件で漁撈の特別規則（規程）に準拠しなければならない。

オ131条、よしず若しくは漁撈目的に仕向けられたその他いっさいの種類の装置の構築に関することでは、すべて、航行可能及び浮游可能な河川であるものとそうでないものとを問わず共に、上記のこの問題に関する現行措置規定、若しくは法律及び公布制定権を有する諸規則（規程）が遵守せられる。

オ132条、航行可能若しくは浮游可能な河川に設立せられたよしず若しくは漁場の所有主たちは、上記それら諸施設で船舶若しくは材木がその航行若しくは浮游中に惹起こす損害に対する賠償には、搬送牽引者の側による一般規則の違反、悪意若しくは明きらかな怠慢を介しない限り、請求の権利を有しない。

オ133条、私的個人領有の水資源では、及び魚類の棲息若しくは飼育養殖の施設用に許可せられた水資源では、上記所有主若しくは許可承認済権利保持者若しくはそれらの者から是認を受けた者が公衆衛生に関するもの以外の拘束を伴うことなく漁撈して差支えない。

オIII節 航行及び浮游のための水資源の利用

オ134条、政府は発給手続を介して勅令の手段を通じ、全面的若しくは部分的に航行可能若しくは浮游可能として考えられるべき諸河川を宣示する。

オ135条、航行可能河川における旅客及び貨物の船積乗船用の、及び浮游可能な河川における丸木舟若しくは筏の組立て及び停留用の、場所の指定は事前に発給手続の様式構成をして県知事の当該責任となる。

上記の使用用益のために必要な土地地所は私的個人の領有財産であるときは強制収用によって獲得せられる。

オ136条、天然に航行可能若しくは浮游可能ではない諸河川を開鑿し若しくは航行若しくは浮游可能ならしめるための工事は、公共建設工事の一般法における措置規定に基いて執行せられる。

オ137条、河川を人口の工事を介して航行可能若しくは浮游可能な河川に改変するために、工場、堀割溝若しくはその他の、上記その河川の河床若しくは河川岸辺に適法に建設せられた施設工事を取壊わし、若しくは灌漑若しくはその他の利用の権利を享受する者からその権利を取り上げる

必要があるときは、強制収用及び損害及び滅失の賠償を訴訟手続することになる。

オ138条、河川の航行は国内本国籍若しくは外国籍のいずれの種類の船舶にとって全面的自由に解放せられているものである。但し、法律及び航海に関する一般及び特別規則（規程）に従わなければならない。（原註 4）

オ139条、航行可能若しくは浮游可能の布告のない河川では、それら河川沿い岸辺地の所有主である者、若しくは所有主である者からの許可を得た者は、何びとも自己の土地財産の、若しくは工場の、利用に供する用益のために充てる通行用の船舶を定めることができる。

オ140条、浮游の殆んど困難な諸河川では材木の搬入をしてはならない。但しそれら諸河川の一々に対して開発大臣が指定する期間にはこの限りではない。（原註 5）

オ141条、浮游可能の宣言布告のない諸河川で大量増水期に、若しくは可動堰堤（ダム）の助けを借りて浮游がなされ得るときは、事前に県知事が発給手続してその浮游航行を許可して差支えない。但し、常に必らず灌漑及び工場の施設を損傷することなく、かつ、申請者によって損害及び滅失についての支払が保障せられなければならない。

オ142条、航行可能若しくは浮游可能な諸河川で航行及び浮游のためには、必要な閘門及びくぐり戸（横わき小門）若しくは小口水路の設備を伴うことなしにいずれの堰堤溝の構築を許可してはならない。及び鮭漁用梯状網がこの上記種類の鮭漁開発促進のために必要な諸河川では、上記のそれら敷設工事の維持保全はその鮭漁網の所有主の勘定となる。

オ143条、航行可能な及び浮游可能な諸河川では船の船頭及び浮游曳行する物件の搬送者は上記の前者（船頭）及び後（浮游曳行搬送者）が生ぜしめる損害の保障責任者となる。

公共及び民間私的個人の架設橋若しくは工事物件を交差して横断する通過の際には、搬送船頭は所轄当局の規制措置に従って調整制御せられる。若し何んらかの損壊を生ぜしめたときには、事前に適正な計測見積をして、その修理に要したいずれの費用を支払わなければならない。

オ144条、上記の保障責任は、充分な保障担保が介在しないときは船舶若しくは浮游曳行物件に物上代位せられて差支えない。但し、船頭若しくは搬送者に対する告訴手続の権利を所有主に認めて付与することを妨げない。

オ145条、仮え相異なる所有主に帰属する場合でも、同一搬送者の担当となって浮游曳行する材木全体及びその他の物件は、同上それらの物件が惹起する損害及び損壊の支払に対する保障担保責任物件となる。

差押えせられ及び売却せられる材木若しくはその他の物件の所有主若しくは数名の所有主たちは、それぞれ場合により、爾余の所有主に、それぞれに該当する支払額の払込を請求することができる。但し、搬送者に対抗して、全員に立会いの権利を認めることは差支えない。

オ146条、前条における措置は、洪水若しくはその他の原由により、錯綜混合していて、物件のうちのどれが損害を惹起しているかを決定し難く、木材若しくは浮游物件の二若しくはそれ以上の牽引搬送が結合せられているときにもまた遵守せられる。上記のそのような場合には、単一牽引

搬送として考慮せられ、訴訟手続は搬送牽引者の誰びとによるものとも理解せられる。かつ、これら搬送牽引者には、彼らに該当し得る額の支払を爾余の搬送牽引者に要求する権利を除いたものとなる。

オⅪ章 公共水資源の特殊利用

オⅠ節 利用の許可

オ147条、特別に公共利益若しくは私的利益に仕向けられた公共水資源の利用のためには権限許可が必要である。但し、本法のオ6条、オ174条、オ176条、オ177条、及びオ184条に云う諸場合を除く。

（原註 6）

オ148条、河川若しくは小川の公共水資源に対して宣言せられた権利を有する者が上記それら諸河川の使用をすることなく、若しくは部分的に使用を実施するのみであるときは、1866年8月3日法律の公布から起算して20年間総合的にその権利が保持せられる。（原註 7）

上記のこの期間を経過するときは、未利用の水資源部分に対する前記種類の諸権利は消滅する。但し、次条における一般規則により措置せられるところを妨げない。

上記種類の場合には、本法のオ5条、オ6条、オ7条、オ11条及びオ14条において措置せられるところが、水資源の爾後の利用に適用せられる。

いずれにしても、水資源についての何らかの特許（コンセッション）に対する公報が出されるときは、上記の諸権利の保持者は、規則（規程）が明示する様式及び期間での上記諸権利に対する支払を保障する義務を有する。若し強制収用が手続公布せられるときは、事前に当該賠償が完遂せられる。

オ149条、当局若しくはオ三者からの摘発抗告を伴うことなく公共水資源の利用を20年間享受した者は、当該許可を獲得したことを立証し得ない場合でも、引続きその権利を享受することになる。オ150条、公共水資源の利用に関するいっさいの特許（コンセッション）は、オ三者及び特別個別の権利に支障の無い限り下付して出されるものと理解せられる。上記のこれら特許（コンセッション）の期間は、本法の定めに基づいて各場合毎に決定せられる。

オ151条、公共水資源の利用に関する特許（コンセッション）には、堀割の及び運河及び堰堤の工事のために必要な公共的領有の土地財産の利用が含まれるものと理解せられる。

国（政府）の、県の、居住地村落共同体若しくは私的民間個人の所有土地財産に関しては、それら諸場合により、強権的用益権を課する訴訟手続がなされる。但し、事前に適当な発給手続及び爾余の当該様式を介してのオ78条に措置せられるところを、若しくは公共的使用の原由による強制収用を妨げない。

オ152条、公共水資源の利用の特許（コンセッション）ではすべて上記利用の性格、特許付与水資源の秒立方メートル量、及び若し灌漑目的ならば、灌漑せられるべき土地財産のヘクタール面積が定められる。

若し、本法に先立つ以前の利用で、水資源の水量が定められていないときは、上記利用の目的のために必要な水量のみが特許せられていると理解せられる。また、その量は開発大臣が、利害関係者の聴聞を用いて決定し、かつ、当該大臣はそれら利害関係者に、適当な量水器を設定することを要求することができる。

オ153条、利用のために特許付与せられた水資源は、他の異なる利用に適用せられてはならない。但し、あたかも新規特許（コンセッション）が問題案件として取扱われた場合と同様にして発給手続の形成があるときはこの限りではない。

オ154条、行政官庁は、特許（コンセッション）に明記せられた水量に結果し得る欠落若しくは減少については、誤謬の若しくはその他いっさいの原由の拠り所を不問にして保障責任を負わない。

オ155条、但し、特許（コンセッション）において、及び固定期間による水資源の特定量の享有において別段の明文による表示がないときは、常に必らず不斷の使用があらゆる瞬間になされているものと理解せられる。若し日数によっているならば、本来自然の1日は真夜中から起算して24時間と理解せられる。若し昼間若しくは夜間によるならば、日の出と日没の間で1日が理解せられる。及び若し週数によるならば、日曜の夜の12時から起算される。若し、祝祭日による計算が若しくはそれら祝祭日を除く計算であるならば、上記それら祝祭日は労働が認められない定めになっている日数を数えるものと理解せられ、かつ、上記の特許（コンセッション）の若しくは契約の期間にそのような含まれた祝祭日のみがもっぱら考慮に入れられることになる。

上記の諸措置についての、及び水資源の享有の様式及び期間に関する細則についての適用は行政規則（規程）に、若しくはオ12条（原註 8）が取扱う灌漑についての地域共同体の条例（命令）に委ねられる。

オ156条、水資源の利用全体について研究調査を行うための許可権限は、公共建設工事に関する一般法のオ157条（原註 9）が定めるところに準拠する。

オ157条、公共水資源の特殊利用についての特許（コンセッション）は干拓及び排水についての特許と同じく、最重要にして有用なプロジェクト（実施計画）が優先的に許可せられる。及び情況にして相等しいときは、先に申請提出せられた順序に従う。

実施計画、特許権（コンセッション）、施行、検査及び利用が特許対象目的物件を必要としている工事の引受けに関するとところは公共建設工事に就ての一般法の諸規定によって規律せられる。

オ158条、水資源の利用についての諸特許（コンセッション）はよって以てそれら諸特許が付与せられる諸条件が完遂されなかったことにより、及び所定期限により消滅する。

オ159条、航行用若しくは灌漑用の、運河、堰堤及び疏水施設に対する公共水資源の利用では、すべて、水資源の瀑布及び工場、及びその近隣に直結して構築し及び樹立した工場用施設は、特許権保持者の恒久的財産となる。

オ160条、公共水資源の特殊利用についての特許（コンセッション）では次の優先順序に従う。

すなわち：

オ1、居住地村落の給水

オ2、鉄道の給水

オ3、灌漑

オ4、航行用の運河

オ5、水車及びその他の工場、通行船舶及び浮橋

オ6、生活のための若しくは養殖魚のための溜め池

上記各種の中で、最重要かつ有用な事業が優先せられる。また情況にして相等しいときは先立つ利用申請の提出順序に従う。

いかなる場合もすべて前章のオI節、オII節及びオIII節に云う共同利用が優先して尊重せられる。オ161条、公共水資源の特殊利用はすべて公的使用の原由による強制収用に従う。但し、それに先立つ他の利用の利益において、事前に当該賠償が必要であり、前条に定められた順序による。然しながら、特別法の効果によるものでない限り、それに後続する利用の利益におけるものとはならない。

オ162条、火災、洪水若しくはその他の公的災禍の場合には、行政当局若しくは従属部局は即刻かつ手続も事前賠償も伴うことなく措置をして差支えない。然し、維持保全の若しくは損害を回避するために必要な水資源に関する命令及び規則（規程）に従う。若し、水資源が公共のものであるならば、賠償を生ずることはない。然し、若し工業若しくは農業上の適用があり、若しくは、民間私的個人の領有のものであるとき、及びその濫用を伴い、相当程度の損害が生ぜしめられるならば、上記のこの損害は直ちに賠償せられる。

オ163条、航行及び灌漑用の運河、若しくは堰堤の特許（コンセッション）全体では、並びに干拓若しくは疏水事業でも、工事の構築及び土地財産の獲保における企画せられた外国人資本では、政府の保護下に置かれる。かつ、戦争の諸原由による報復的拿捕、没収及び差押えから除外せられている。

オII節 共同居住地村落の配給のための公共水資源の利用

オ164条、（以下次）

原註

- 1、オ22条及びオ70条が拡大解釈して含まなければならない。
- 2、1883年9月28日の勅令及び1934年1月19日の政令を参照するならば特定個人所有の土地財産に関する水道溝の強権的受益権賦課について発給の手続を規制している。
- 3、1942年2月20日の漁撈に関する法律及び1943年4月6日のその規則（規程）参照。
- 4、1961年2月23日の命令によって特定目的別の水上航行に関する慣行が規制せられている。
- 5、1936年6月22日の政令が、木材運送のための水上舟艇の免許状下布発給手続に対する基準規定を公布制定している。
- 6、付録（原書の）に挿入の1883年6月14日勅令及び1927年1月7日勅令公布法律を参照されたい。管轄属性権限の指定に関しては、1932年5月20日法律、1932年11月29日政令、同年11月30日、1939年8月25日の諸命令、及び

1947年11月28日及び1959年10月8日の諸政令を参照のこと。

7、本法により削除せられた。

1963年7月24日命令オ11条における措置を考慮に入れられたい。本書（テキスト原典）の付録に含めてある。

8、この条文の引用指摘（オ12条という引用条文の数字）には明きらかに間違がある。オⅩⅢ章（原典テキスト93頁）に文言規定せられているところが引用参照せられると理解されなければならない。

9、疑う余地もなくオ57条が引用せられるようにとの趣旨である。オ57条では次のように云っている。すなわち「前条に云うプロジェクト（実施計画）の形成のためには、申請者は当該許可権限所轄の開発大臣若しくは公団（コルポラシオネス）についての申請をすることができる。

上記許可にはもっぱら次の内容を含める。すなわち：

オ1、許可発給権者である行政官庁の保護及び助力を請求する権限。

オ2、他人の土地財産に研究調査のために立入る権限は、若し土地財産に若しくはその土地財産の近くに居住する者があるならば、事前に所有主、管理者若しくは作業者（コロノ）の許可を要する。また、そうでないときは、若しくは拒否の場合には、市長の許可を得なければならない。但し、市長がその者に許可を付与するときは、常に必らず慎重な計算を介して生ぜしめられる可能性の損害に関する即刻直接的な支払支弁が保障せられなければならない。